

鉾田市高齢者等ごみ出し支援事業 のご案内

高齢者ごみ出し支援事業とは…

一般家庭の日常生活に伴い生じた家庭ごみについて、集積所まで自分で運ぶことのできない高齢者の方や身体に障害をかかえている方を支援するため、市が直接ご自宅に伺いごみの戸別収集を行う事業です。利用するには要件、手続き、審査があります。

利用できる方



- 鉾田市に住居を有する方
 - 65歳以上の方であって「要介護認定」もしくは「要支援認定」を受けている方
 - 身体障害者手帳の交付を受けている方で、視覚または肢体不自由など日常生活に介助、介護を必要とする方
 - その他市長が特に認める方
- ※ いずれの場合も、家族や親族、近所の方等から協力を得られることができる方は対象外となります。

事業の概要

- 収集回数 収集は、週1回 市が指定する曜日にお伺いします
 - 収集方法 ごみは玄関先等の指定した場所から収集します
 - 収集内容 可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ・有害ごみ
 - 利用料金 月額 500円
- ◆ 希望者には、お伺いした際に声掛けをして安否確認を行います

申請・問合せ先

鉾田市役所 生活環境課
☎ 0291-36-7486 (直通)

利用までの流れ

step 1

相談・申請

支援の対象になるかどうかについて、窓口でお話をお聞きいたします。（家族やケアマネジャーなど代理の方でもお受けいたします。）

【相談窓口】

| | |
|------------|--------------|
| 生活環境課 | 銚田市役所（本庁舎）1階 |
| 介護保険課 | 銚田保健センター内 |
| 地域包括支援センター | 銚田保健センター内 |
| 社会福祉課 | 銚田市福祉事務所内 |

※ 相談の際は、支援対象要件を確認できる保険者証や手帳の写しをご持参ください。

なお、申請窓口は「生活環境課」のみとなります。

※ 申請書の入手が困難な方は、郵送いたしますのでご連絡ください。

step 2

調査・審査

生活環境課で申請書を受付後、訪問による面談や該当要件の調査、審査を行います。
その結果（利用の可否）を送付いたします。

step 3

収集開始

利用の決定がなされた方へは、収集を開始する前にご自宅へお伺いし、ごみの出し方や市の収集方法、蓋付きの容器等の設置など、事前準備等について説明をいたします。
事前準備が整いましたら戸別収集の開始となります。

利用申請チェックシート

次のいずれかに該当する方

- 現在、65歳以上で要介護認定もしくは要支援認定を受けている
- 身体障害者手帳の交付を受け、日常生活で介助または介護を必要としている

はい

いいえ

現在一人暮らしである

年齢要件や身体の状態によって要協議

はい

いいえ

集積所へごみを運ぶことができない

同居している家族や同じ住所で世帯を別にする同居人はいるが、集積所へごみを出すことができない

はい

いいえ

いいえ

親族や近隣住民等からごみの排出の協力を得られる者がいない

はい

いいえ

申請対象外

いいえ

はい

申請対象者

はい